

「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集の結果について

令和3年12月21日
経済産業省
製造産業局化学物質管理課
オゾン層保護等推進室
環境省
地球環境局地球温暖化対策課
フロン対策室

令和3年11月1日（月）付けで「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に関する意見公募を行いましたところ、1件の御意見が寄せられました。本件について御検討をいただいた皆様には、御協力に御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方等を次のとおり報告します。

御意見	御意見に対する考え方等
国際的なとりきめで、なぜ恒久的に対象除外となったか、理由をお知らせください。	試験研究及び分析用途で消費されたオゾン層破壊物質が極めて少量であったこと、また、試験研究及び分析用途の生産が規制の適用除外となる期限を、定期的に延長する手法が混乱を招く可能性があることなどを理由にモントリオール議定書第31回締約国会合で決定されました。

1. 実施概要

- (1) 募集期間：令和3年11月1日（月）～令和3年11月30日（火）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、経済産業省窓口配布
- (3) 意見提出方法：電子メール、郵送

2. 御意見等の総数

1件

3. 本件問い合わせ先

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
TEL:03-3501-4724（直通） 中村、池田